第二百二十三条	法第九十五条第二項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第九十五条第二項	
第二百二十四条第五項第一号	に規定する	に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三条（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第九十五条第二項に規定する	
第二百八十一条の二第二項	国税の控除限度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）	
第二百九十二条第一項第三号	所得税	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税	
第三百条第二項及び第三百六条の二	第五号まで	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第二十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
	当該所得税	これらの税	
	の規定により所得税	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により所得税及び復興特別所得税	
第二十五条の十一第十二項	又は同条第三項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第三項	
	の徴収	及び復興特別所得税の徴収	
	同条第一項	法第三十七条の十一の四第一項	
	の額、	の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額、	
	還付をした所得税の額	当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	
第二十五条の十第十六項	又は第三十七条の十一の六第七項	又は第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項又は第三項	

			災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）
第二十五条の十第二十三項	の徴収	及び復興特別所得税の徴収	
	所得税の額、	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額、	
	還付をした所得税の額	当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	
第三条の二第一項	第二百三条の二第一項	第二百三条の二第一項の復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項	
第三条の二第二項及び第三項	第二百三条の二第一項	第二百三条の二及び特別措置法第二十八条第一項	
第三条の二第四項	所得税の	所得税及び復興特別所得税の	
第三条の二第五項及び第六項	第二百三条の二第一項	第二百三条の二及び特別措置法第二十八条第一項	
第四条第一項	所得税を	所得税及び復興特別所得税を	
第四条第二項	第二百三条の二第一項	第二百三条の二及び特別措置法第二十八条第一項	
第四条第三項	所得税	所得税及び復興特別所得税	
第四条第四項	第百八十三条	第百八十三条及び特別措置法第二十八条第一項	
	同条	これら	
	同法第二百三条の二	所得税法第二百三条の二及び同項	
第五条	第二百三条の二	第二百三条の二及び特別措置法第二十八条第一項	
第六条	前二条	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えられた前二条	
	所得税	所得税及び復興特別所得税	
第八条第一項	第二百四条第一項の	第二百四条第一項及び特別措置法第二十八条第一項の	
第八条第三項	所得税	所得税及び復興特別所得税	